

報道関係者 各位

令和8年1月23日

【照会先】

年金局 事業管理課
専門官 八巻 純一 (内線 3651)
担当 三宅 郁魅 (内線 3665)
(代表電話) 03(5253)1111

令和8年度における国民年金保険料の前納額について

国民年金においては、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料額から割引額が控除される「前納制度」を設けております。

本日、令和9年度の国民年金保険料額が公表されたことに伴い、令和8年度における国民年金保険料の前納額をお知らせいたします。

(1) 6ヶ月前納の場合の保険料額 (令和8年4月～令和8年9月分の保険料または令和8年10月～令和9年3月分の保険料が対象)

- ・口座振替の場合：106,300円 (毎月納める場合より1,220円の割引額が控除)
- ・現金納付の場合：106,650円 (毎月納める場合より870円の割引額が控除)

(2) 1年前納の場合の保険料額 (令和8年4月～令和9年3月分の保険料が対象)

- ・口座振替の場合：210,530円 (毎月納める場合より4,510円の割引額が控除)
- ・現金納付の場合：211,220円 (毎月納める場合より3,820円の割引額が控除)

(3) 2年前納の場合の保険料額 (令和8年4月～令和10年3月分の保険料が対象)

- ・口座振替の場合：417,150円 (毎月納める場合より17,370円の割引額が控除)
- ・現金納付の場合：418,510円 (毎月納める場合より16,010円の割引額が控除)

※クレジットカードによる前納の保険料額は現金納付と同じ金額になります。

<前納のお申込みについて>

- 前納制度を利用するには、年金事務所に申出を行う必要があります。
- 口座振替による前納制度の申出は、マイナポータルからオンラインで手続きが可能です。(一部の金融機関では、オンライン手続きのお取り扱いができない場合があります。)

<口座振替の早割について>

- 口座振替には上記の他、「早割」による割引があります。令和8年度は17,860円(通常の保険料から60円の割引)です。
- ◆ 手続等の詳細につきましては、日本年金機構ホームページ (URL は下記参照) をご覧いただぐか、最寄りの年金事務所にお尋ねください。

日本年金機構ホームページ URL : <https://www.nenkin.go.jp/>